



『医療法人化は活用できます！！』

改正後医療法人（基金拠出型法人）の設立は、メリットがないとお考えではありませんか？第5次医療法改正後、そのようにお考えになってしまっている原因は、解散時の残余財産の帰属先が変更になったことが大きな要因だと思われます。

改正前：残余財産は出資持分に応じて出資者に分配
 改正後：拠出者（出資者）には、拠出相当額のみが返還され、残余財産の帰属先が、国・地方公共団体・公的医療機関の開設者・他の医療法人・医師会に限定

改正前

現預金等	負債
医療機器等	残余財産は持分に応じて出資者に分配
その他資産等	



改正後

現預金等	負債
医療機器等	残余財産は国等定款に定めた先に帰属
その他資産等	
基金は拠出者に返還	



確かに、長年経営して留保してきたクリニックの財産が最終的に国等に帰属ということでは、メリットがないのでは？と思うはず

しかし、これは解散の場合の話です。

解散せず後継者に承継させる場合は、上記のような心配はいりません。

仮に解散が予定されている場合でも、事前に役員報酬や退職金を計画的に設定することにより、個人の資産へ移行させることで解決できます。

従前からメリットとして取りあげられている給与所得控除の利用・事業承継の手続きが簡単・生命保険の活用・役員（親族）への退職金が経費になる・家計と経営の分離が図れる・分院の開設が可能等は変わらず利用できます。

また・・・（次ページへ）

また、院長個人の財産の承継を考えた場合には、承継の際、贈与税又は相続税の対象となる財産は

改正前：設立～承継時までに増加した持分相当額

改正後：設立時の拠出相当額

となりました。これにより、法人において設備等を充実させ、経営基盤を安定させます。その後、個人での税負担を軽減させ、承継を行うことが可能となりました。

改正前

現預金	借入金等
医療機器等	増加資産 +
その他の資産	拠出金

設立時

現預金	借入金等
医療機器等 その他の資産	拠出金

承継時には
クリニックの財産が増加



改正後

現預金	借入金等
医療機器等	増加財産
その他の資産	拠出金

このように考えると、医療法人化は以前よりも活用しやすくなったといえるのではないのでしょうか？

しかし、これらの運用を効果的に行うためには、非営利法人といえども計画的な経営が重要となってきます。

患者様のために尽力されている先生方！

本年度1回目の設立申請の事前準備を始める時期になりました。
(東京都の場合は例年9月上旬に申請の受付)

法人成りを検討してみませんか？

当事務所では、設立に関するご相談・

シミュレーションを無料で行っております。

お問い合わせはこちらをクリック ⇒ info@yamadasougou.co.jp



是非一度
ご相談ください